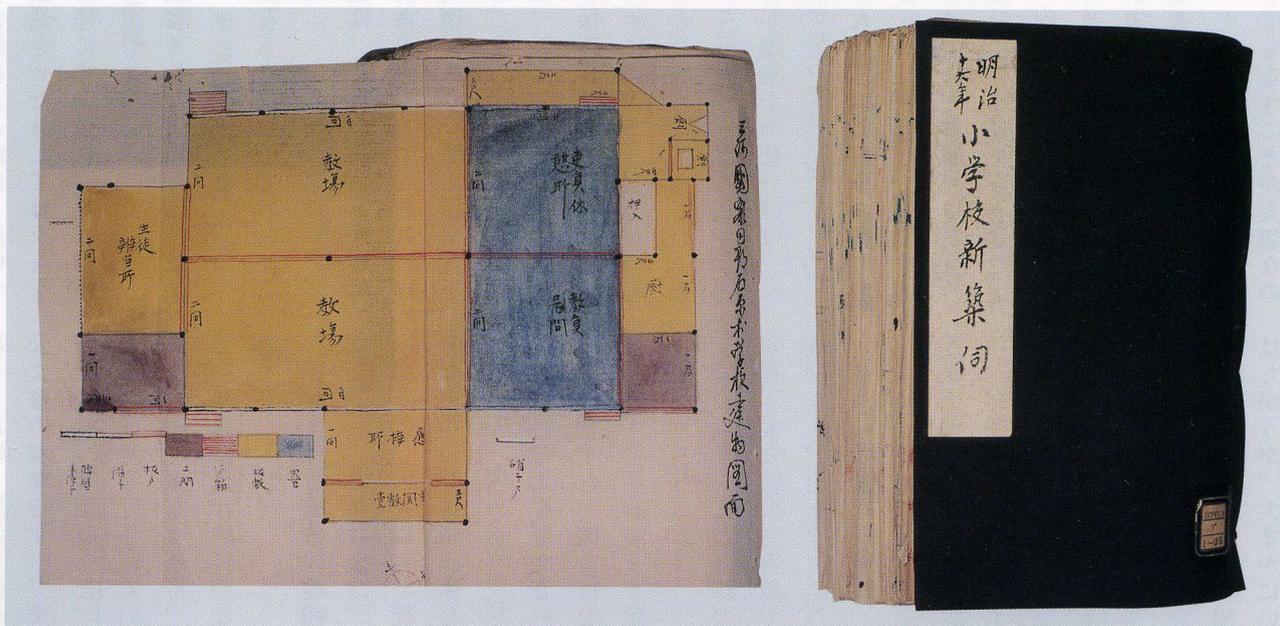
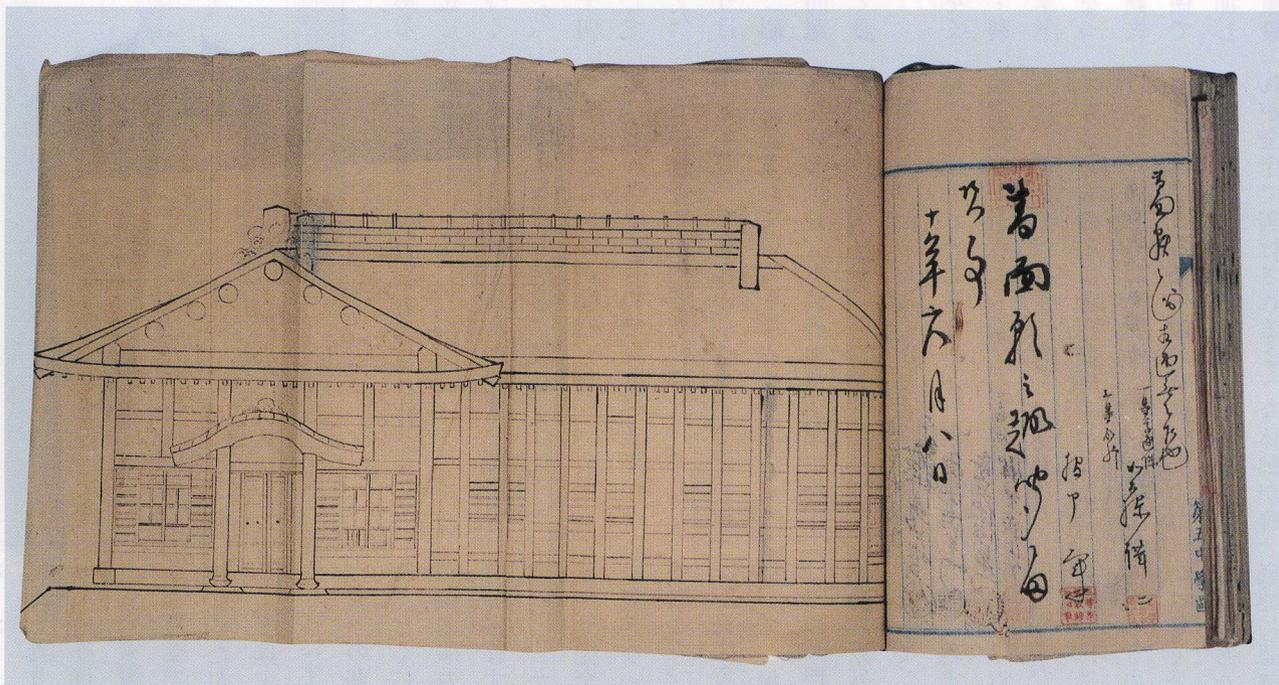


愛知県公文書館だより

目次

明治期の学校新築関係文書…………… 1
 資料紹介…………… 4
 企画展「史料にみる郡役所のあゆみ」…………… 6
 コラム「西南戦争とコレラ」…………… 7
 利用案内…………… 8

「愛知県公文書館」への期待…………… 2
 所蔵行政刊行物の紹介…………… 5
 戦時下の公文書…………… 7
 レファレンスコーナー…………… 8
 編集後記…………… 8



明治期の学校新築関係文書（『愛知県庁文書』）

「愛知県公文書館」

への期待

塩澤君夫



前愛知県立大学学長

名古屋大学名誉教授

愛知県史編さん委員会専門委員長

県立公文書館構想懇談会

(昭和五十六年) 委員

県立公文書館運営問題検討会議

(昭和五十七・五十八年) 委員

公文書はきわめて貴重な資料であるから、国や自治体は公文書館を設立してこれを保存し利用できる体制をつくる必要がある。このような考え方から、

私たち研究者が集まって、昭和五十四年に、愛知県でも公文書館を設立してほしいという請願を県議会に提出した。議会は満場一致で可決し、それをうけて県は「県立公文書館構想懇談会」(昭和五十六年)、「県立公文書館運営問題検討会議」(昭和五十七年)を設けて設立の準備に入った。

私は日本経済史の研究者として早くから各地の自治体の公文書を調査・利用してきたし、昭和六十年から日本学術会議の学術情報委員会の委員となつて、国に文書館法制定を要請する勧告などにかかわってきた。そんな関係で愛知県での文書館設立運動にも参加していたので、上記の愛知県公文書館設

立に関する委員会の委員に任命され、微力をつくした。

委員会は数多く開かれ、長い時間をかけてきわめて熱心に議論された。この委員会では、何が問題となり、公文書館はどのようなものであるべきかについて論議された内容を紹介し、それが十二年経った現在の公文書館でどの程度実現されているかを点検していただきたいと思ひ、本稿の執筆依頼に応ずることにした。

委員会でも重視したことは、各部署で作成された行政文書が、部局での使用期間が過ぎたら全て公文書館に送られ、そこで保存すべきものと廃棄し

てもよいものにと専門家によって仕分けされ、保存された文書は公文書館で整理されてひろく一般に公開・利用されるようにする、そのような文書の流れが全庁で実行されるような体制が確

立されなければならないということであった。公文書館に入る前に、途中で廃棄したり散逸させたりしてはならないという点が特に強調され、それが委員会の姿勢の基調となつた。

委員会で議論された問題点は多岐にわたつたが、字数の制限もあるので、ここでは主要な三点についてのみ触れることにする。

第一の問題は、文書の収集・保存体制、とくに文書の保存基準、あるいは廃棄基準の問題である。膨大な文書を全て保存することは現実には不可能である。しかし、これこれの文書は残せられない。年によって、どんな問題がおこり、どんな文書が作成されるかを予測することはできないからである。従つて、保存か廃棄かの仕分けは、一つ一つ専門家がやらなければならない。専門家以外の人が勝手に自分の判断で廃棄してしまうことは極めて危険であるが、現実には、公文書館の専門家の所に送られる前に、文書を作成した部署の課あたりの所でどんどん捨てられ、文書館に送られるのはせいぜい二、三割というのが実情ではなからうか。廃棄は全て公文書館の専門家の所を通さねばならないということを全庁的に徹底的に認識してもらふことが大切な

である。私は一宮市と稲沢市で市史編纂をした時、編纂に係した研究者が公文書の廃棄をすべてチェックする体制をつくつて実行した。現在この体制がどの程度実行されているかよくわからないが、少なくとも、そうすべきだということ認識は庁内になりにゆきわたつたと思つている。

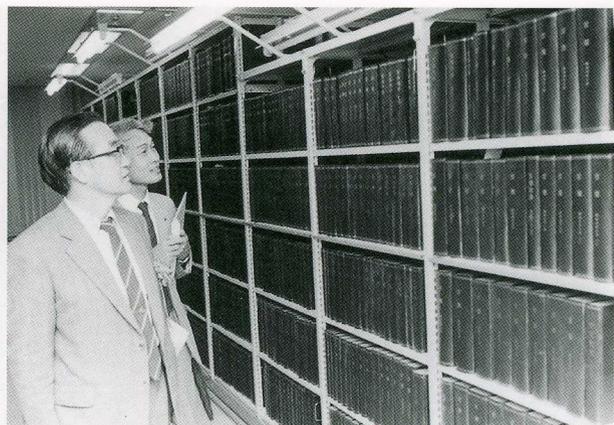
保存すべき文書の範囲についてつけ加えよう。保存対象は、本庁だけでなく、議会、出先機関、行政委員会、公営企業等の関係諸団体などの全ての行政文書で、委員会等の報告書、計画書、参考資料、調査研究資料、刊行物など全てが含まれ、例えば委員会等での検討内容、経過資料まで保存しなければならぬと思う。

このような文書資料の収集・保存が現在、愛知県公文書館でどの程度まで成功しているであろうか。

第二の重要な問題は、文書を扱う専門官についてである。文書を保存すべきか廃棄してよいかを的確に判断したり、文書を保存・整理する能力をもち公開の基準についても見識を具えた専門官の問題である。ヨーロッパではほとんどの国でアーキビストという専門官の身分が制定されていて、その養成の制度もできている。国によって制度はちがうが、大まかにいえば、大学で

歴史学や法律学を専攻した学士や大学院のドクターが、さらに専門の学校や養成機関で訓練をうけてようやくアーキビストという資格を取得するのであり、非常に高い社会的評価と待遇をうけている。ところが、日本では、図書館の司書、博物館の学芸員のような文書館で働くアーキビストに当たる専門職の制度や身分がない。それどころかそのような専門官を養成する制度や機関がないし、養成するために教える「資料学」という学問もまだ確立されていないのである。ヨーロッパとくらべると気が遠くなるほど後れている。

今から十数年前、私が名古屋大学にいた頃、同じく当時名古屋大学にいた網野善彦氏らとともに、日本で始めての「総合資料学研究所」というドクターコースの大学院を文科系学部の上につくってアーキビスト養成のための学問を確立しようとした。学内では認められて、四年間くらい概算要求を出したが、文部省からの認可は得られなかった。網野君が名大から転職した神奈川大学に、一昨年、大学院資料学研究科の設立が認可された。アーキビストの身分の設置や養成機関の確立にむかってやっと一歩すすんだといえようが、前途はまだきわめて遠い道のである。これは国レベルの課題であるが、



開館時に書庫内を視察する筆者

いつまでも法や制度の整備を待っているわけにはいかない。愛知県だけでなく、公文書館は多くの府県に設立されており、そこで文書行政が行われているからである。そこで働く職員が、制度としての資格はなくても、制度を先取りして現実にアーキビストに近い仕事ができるように訓練される必要がある。愛知県公文書館の職員は優秀だから心配ないと感じている。

第三の問題は、情報公開との関係である。情報公開については近年非常にやかましくなっており、公開はもっともっと進めなければならぬが、行政の姿勢は必ずしも公開に積極的ではない。外交機密とか軍事機密とかプライ

バシーの保護などと、公開から除外する方が入っているくらいがある。公開されるのならこんな文書は残せないといって廃棄してしまったり、公開されても差しつかえない文書にしてしまおうというようなことが現実に起きている。情報公開をすすめることが、このような形で文書を最大限保存するという公文書館として最も重要な任務のさまたげにならないように充分配慮してほしい。何を公開から除外するのかの基準は専門家の判断に任せるべきであらう。

最後に、公文書館運営の重要事項は、専門家による委員会によって決定されるのがよく、館長も専門家であることが望ましいことつけ加えておく。

ここで、公文書館に協力してほしい私の夢を一つ述べさせていただく。それは、図書館を中心として、公文書館と県史編さん室が協力して、愛知県の歴史にかかわる全ての図書、学術論文、資料を網羅した「県史資料室」とでもいうものを作りたいということである。

図書については図書館でほぼ完全に整備されていると思うが、問題は膨大な数に上る学術論文の中から、愛知県の歴史にふれた部分を含むものを全てこの資料室に収集することである。そのような論文を拾い出すことは容易なこ

とではない。多数の研究者の協力によらなければならない。それには今がチャンスだと思う。

五年前から「愛知県史」の編纂事業が大きな規模で進行しており、その編集、執筆を担当する研究者が約百人に及び、他に調査協力委員は三百人もいる。これら研究者たちが、それぞれ部に所属して頻繁に会合している。連絡はとりやすい。この機会に、県史に関係している研究者と連絡をとり、協力を依頼して、県史関係の論文のリストアップをしたいのである。今ならそれが可能だと思う。公文書館もぜひこれに協力していただきたい。

一九九八年十二月



1979年国際公文書館週間の世界共通のシンボルマークとして、国際公文書館会議が決めたものである。

「資料紹介」
明治期の学校新築関係文書

現在、本館が所蔵する明治時代愛知県庁文書の教育関係文書は、一九三八年（昭和十三年）の県本庁舎新築の際、廃棄決定されたものの内、愛知県が県教育会に教育史編纂資料として貸与した七十八冊の文書の一部で、その後、愛知県文化会館が所蔵し、平成元年に本館へ移管されたものである。

この中には、明治の教員、師範学校、小学校新築・設立、教育会等の関係簿冊があり、貴重な近代教育史料、歴史資料として広く活用されている。

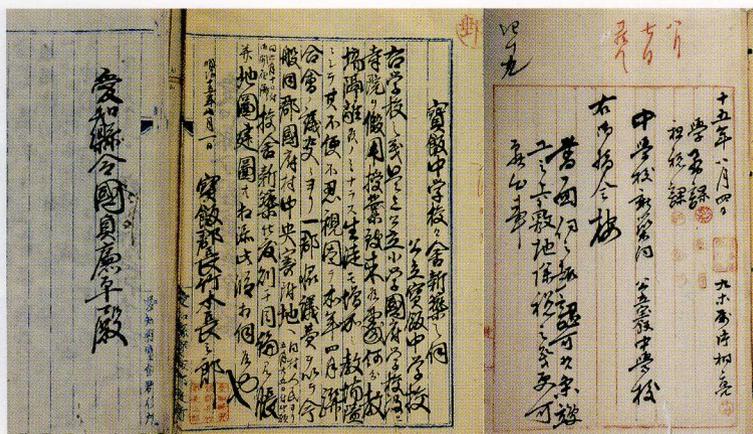
表紙の図版は、明治時代前期の小学校新築関係文書で、「転校新築願留」(第五課 明治十年)、「小学校新築願」(学務課 明治十五年)、「小学校新築伺」(学務課 明治十六年)の三冊である。

学制発布後の小学校創設時において、新たに校舎を建設することは稀で、多くの学校は、寺院や民家の建物等を借りて校舎とする例が多かった。しかし、学校教育の普及、生徒の増加等により専用校舎の新築が盛んに行われるようになった。

当時、小学校の新築や転校(移転)を行う場合、県庁の許可が必要であった。例えば、一八七四年(明治七)九

月には、小学校の新築について「新築の都度々々学区内篤ト協議ヲ遂ゲ、新築絵図面并ニ金員ノ見積緻密ニ取調、一応願出許可ノ上新築ニ取掛リ候様可致」との愛知県布達が出されている。

表紙に紹介するこれらの簿冊には、地元学区等から県令あてに提出された小学校の新築伺等及び県庁の認可についての決裁文書が綴られている。また、伺書には布達にあるように建築見積書、学校絵図面が添付されており学校の外観や教室の間取り、規模等を知ることができ、写真や記録が少ない明治前期の地方における学校建築の一端を窺う



宝飯中学校新築に関する決裁文書(図1)

ことができる。

それでは、「小学校新築願」(学務課 明治十五年)に綴られている文書の中から宝飯中学校新築に関する決裁文書の一部(図1)を解説してみよう。

この文書は、一八八二年(明治十五)八月一日付けで、宝飯郡長竹本長三郎から愛知県令国貞廉平あてに出された新築伺いで、別に「学校新築仕様目論見帳」と絵図面(図2)が添付されている。受け取った県庁では、学務・租税両課の決裁を経て、同年八月七日認可する旨の指令を出した。

十五年八月四日 九等属 片桐亮(印)

学務課(印)

租税課(印)

中学校新築伺 公立宝飯中学校

右御指令按

書面伺之趣、認可候条、竣工之上ハ、敷地除税之義、更願出事

宝飯中学校々々新築之伺

公立宝飯中学校

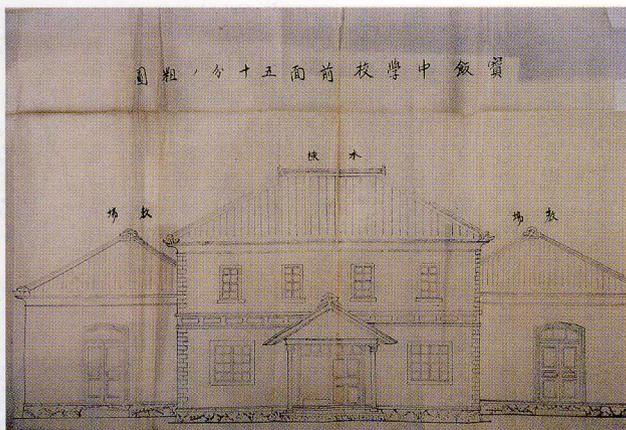
右学校之義、是迄公立小学国府学校及ヒ寺院ヲ仮用授業致来候処、何分教場隔離候ノミナラス、生徒モ増加シ、教場隘ニシテ其不便不忍視、因テ本年四月、聯合会ノ議決ニヨリ、一郡協議費ヲ以テ、今般同郡国府村中央寄附地へ、同村人民ヨリ御開届濟校舎新築仕度、則チ目論見帳并地圖建図共相添、此段相伺候也

明治十五年八月日 宝飯郡長 竹本長三郎印

愛知県令国貞廉平殿

宝飯中学校は一八八一年(明治十四)

九月に、宝飯郡国府村(現豊川市)に設立された。この時、小学国府学校と極楽寺本堂を仮校舎としていたが、生徒数の増加、教室の狭隘等により新築計画がなされた。本来村立中学校の位置づけであったが、宝飯一郡の費用をもって建設、運営されており、実際には郡立中学校の性格を有した。県下の中学校としては、愛知県中学校について二番目の設立であり、三河地域では初の中学校であった。しかし、一八八六年(明治十九)の中学校令により、尋常中学校は各府県一か所に限られ、また、区町村費をもって設置することができなかつたため廃校となった。



宝飯中学校図面の一部(図2)

(資料課・石川)

〈所蔵行政刊行物の紹介〉

本館所蔵の行政刊行物の中から、愛知県下の郷土史関係の主な図書を紹介します。

刊 行 物 名	発 行 所	発 行 年
愛知県写真帖	愛知県	大 2
愛知県史 上下	〃	大 3
愛知県史 1～4	〃	昭10～15
愛知県昭和史 上下	〃	昭47～48
明治以降愛知県史略年表 1～4	愛知県文化会館	昭51～58
北設楽郡史（民俗資料編、原始・中世、近世）	北設楽郡史編纂委員会	昭42～45
宝飯地方史史料 1～17	宝飯地方史編纂委員会	昭30～41
東加茂郡制史	東加茂郡役所	大12
三河国額田郡誌	額田郡教育会	大13
碧海郡誌	碧海郡教育会	昭48
愛知県幡豆郡誌	幡豆郡役所	大12
東春日井郡誌（復刻）	東春日井郡役所	大12
西春日井郡誌	西春日井郡役所	大12
海東郡志	海東郡教育会	明31
新城市誌	新城市誌編纂委員会	明38
豊川市史（中世・近世史料編）	豊川市史編纂委員会	昭48・50
新編豊川市史（10巻1～2）	新編豊川市史編集委員会	平10
蒲都市誌	蒲都市誌編纂委員会	昭49
豊橋市史（1～9、史料編）	豊橋市史編集委員会	昭35～平3
豊田市史（2～12）	豊田市教育委員会	昭51～62
新編岡崎市史（1～20）	新編岡崎市史編集委員会	昭58～平5
知立市史（上中下）	知立市史編纂委員会	昭51～54
刈谷市誌	刈谷市誌編さん委員会	昭35
刈谷市史（1～7、年表、別巻）	刈谷市史編さん編集委員会	昭55～平7
安城市史（資料編）	安城市史編さん委員会	昭46・48
高浜市（町）誌（1、2、資料1～7）	高浜市（町）誌編さん委員会	昭51～62
碧南市史（1～3、年表等）	碧南市史編纂会	昭33～51
西尾市史（史料2、3）	西尾市史編纂委員会	昭46
名古屋市史（社寺編、政治編、学芸編、風俗編、産業編、地理編、地図人物編、索引）	名古屋市	大 4～5
新修名古屋市史（1、8）	新修名古屋市史編集委員会	平 9
瀬戸市史（陶磁史編1～6、資料編）	瀬戸市史編纂委員会	昭55～平10
尾張旭市誌（1～3）	尾張旭市誌編さん委員会	昭46～55
春日井市史（地区誌編1～3、現代編、資料編1～6）	春日井市史編集委員会	昭38～平6
小牧市史（本文編、資料編1～4）	小牧市史編集委員会	昭53～60
豊明市史（本文編、資料編1～5）	豊明市史編纂委員会	昭50～平5
大府市誌（民俗、宗教、近世、考古、近代・現代、自然、近世村絵図集）	大府市誌編さん刊行委員会	昭57～平3
東海市史（通史編、資料編3～7、別巻）	東海市史編さん委員会	昭52～平5
知多市誌（本文編、資料編1～4）	知多市誌編さん委員会	昭53～59
半田市誌（上中下、文化財編、祭祀民俗編、文芸編、宗教編、地区編、近世文書I～III、資料編）	半田市誌編さん委員会	昭47～平9
常滑市誌（文化財編、絵図・地図編 近世村絵図集）	常滑市誌編纂委員会	昭49～58
犬山市史（通史編、史料編1～6、別巻、資料目録）	犬山市史編さん委員会	昭54～平9
江南市史（資料1～5、近世村絵図集）	江南市史編纂委員会	昭50～平6
岩倉市史（上中下）	岩倉市史編集委員会	昭60
新編一宮市史（本文編、資料編1～16、資料編補遺）	一宮市	
尾西市史（写真編、村絵図編、資料編1～6）	尾西市史編さん委員会	昭57～平4
稲沢市史（年表）	稲沢市史編さん委員会	昭43・48
新修稲沢市史（本文編、研究編1～6、資料編1～17）	新修稲沢市史編纂会	昭53～平3
津島市史（資料編1）	津島市史編纂委員会	昭45

*その他の町村史（誌）

豊根村誌、稲武町史、設楽町誌、鳳来町誌、小坂井町誌、御津町史、田原町史、赤羽根町史、渥美町史、旭町誌、足助町誌、下山村史、小原村誌、三好町誌、額田町史、幸田町史、幡豆町誌、吉良町史、一色町誌、豊山町史、師勝町史、西春町史、春日村史、長久手町史、日進町誌、東郷町誌、東浦町誌、阿久比町誌、武豊町誌、美浜町誌、南知多町誌、扶桑町史、大口町史、木曾川町史、祖父江町史、平和町誌、甚目寺町史、大治町史、七宝町史、美和町史、佐織町史、佐屋町史、蟹江町史、立田村史、八開村史、弥富町誌

—企画展から—
史料にみる

郡役所のあゆみ

平成十年八月三日から九月三十日まで、本館展示室において、企画展「史料にみる郡役所のあゆみ」を開催した。

郡役所は、明治十一年に県の下、町村の上に位置する地方行政官庁として設置され、大正十五年に廃止されるまでのおよそ五十年にわたり、郡行政や町村の監督などを行っていた。

郡役所には郡長が置かれ、後には自治体としての時代もあり、議決機関である郡会も置かれた。

郡は課税権をもたず、郡有財産からの収入、町村に対する分賦を主たる財源として活動したが、この郡制度も、行政組織を簡素化する、自治体として見るべきものがない、住民の自治意識の欠如といった理由から廃止されるに至った。

こうした郡役所の設置から廃止に至るまでのあゆみを史料でたどったのが今回の企画展だった。

廃止されてから七十年余も経過した一般にはなじみの薄い郡役所がテーマなので、その関心のほどが懸念された面もあったが、NHKの取材を受け、テレビにも放映され、じわじわと来館する人が累積した。結果的には前年同

様千人以上の県民の方が入場された。

入場者に対して実施したアンケートからも、「郡」について取り上げたことに興味を示して頂いたり、地味なテーマでも喜んで頂けた感想を寄せられる方もあって、安堵した。

(資料課・加藤)



NHKの取材の様子

(アンケートの感想・意見から)

◇近所に県の施設があるが、そこがかって「郡役所」だった事を聞いていたので、「郡役所」制度というものに関心があった。今回の企画展を見て、いろいろ知ることができてよかった。パンフレットの内容も詳細で、親切だと思う。興味のない人にとっては、地味なテーマだとは思いますが、この企画展はうれしかった。

◇地方自治に関係しても、ふだんはあまり意識しないもの「郡」について取り上げたことは大変興味深い。

◇今後もこういった企画を期待する。

◇各郡役所の写真や木の表札(棟札)等視覚に訴える史料がよかった。

◇貴重な資料で無理かもしれないが、手にとって見たい。

◇東加茂郡旭町の出身であり、足助町は行政の中心地でもあり、田舎の子供の遠足は足助町と決められていた。すごい大きな町だったと記憶している。このような展示会はとても勉強になった。

◇国の職員で、行政の資料に興味がある。これからもどしどし今回のような企画展を開催してほしい。

◇郡制についてももう少し詳しい説明がほしい。

◇亡父が郡役所に勤務していたので、懐かしく、郡役所のあらましを知ることができ参考になった。

◇郡役所の写真は興味深かった。展示ポリウムもちょうどよい。

◇学生のころ江戸の役場のことを調べたことがあったので興味をもった。

◇説明をもう少し詳しく書いてほしい。郡役所の写真は全部(あれば)掲示してほしい。

◇写真・地図が多くわかりやすかったが、展示資料についての解説を付けてあるともっとよかった。

◇亡父が東加茂の山の造林植林に心血をそそいでいたが、郡役所の歴史の意外にはかないものであったことに感慨をおぼえた。

◇郡役所における職務について、より詳細な資料の展示があればよいかと感じた。

◇郡役所文書の廃棄が簡単に決められたことについて初めて知りショック。今後すべての文書公開をめざして、このような事のないようお願いしたい。役所のはすべて我々県民の財産と考える。

◇郡の行った業務別に判りやすい展示を望む。

◇複製史料がやや多い感じで、原史料の借り出しの制約があつてのことかと思われるが、史料として掲示するのは極力原本主義が望まれる。展示点数が限られていただけ、全体把握はしやすいものの、やや物足りなさが残る。会場中央に陳列ケースを置く余地はあるのか。

◇公文書館企画展をPRしてほしい。郡役所があつた事実を県民・市民にもっとPRして地方の史実を伝える方法を企画されたい。

◇公文書館の存在そのものを最近知り企画展も初の見学である。今後も、テーマを決めて開催されることを期待する。又、公文書館資料の検索機能効率化を望む。

戦時下の公文書

昭和十六年八月、戦時下最大の戦力物資である鉄銅等金属類の供給を確保するため、勅令により金属類回収令が公布された。愛知県では十七年五月に金属回収課が設置され、十八年六月には内政部長から各市町村長に、金属類非常回収第一次実施要綱が示された。七月には県庁内に金属非常回収工作隊本部が設置され、決戦下戦力増強の絶対的要請に應ずるための措置が講じられた。折から、文書課倉庫の鉄製書棚も供出されることになった。十八年十一月当時、文書課倉庫には、三万二千七十二冊の文書が収蔵されていた。書庫の鉄製棚は充滿状態の上、倉庫内の隅々にまで文書は堆積し、収容力は飽和点に達していた。鉄製棚の代替品として木造棚が当てられることになったが、棚数が減少し、保存文書を全部収容することは不可能で、整理減縮を行って供出後に備えることになった。こうして多量の文書が廃棄された。

定された。疎開先は東区東白壁町の愛知県明倫中学校で、本館南部教室四室が倉庫として転用されることになり、図書や文書が保管された。五月には、文書の保管をより完璧にするため、同校に保管中の永年文書と図書若干を、蚕業試験場岩津支場（額田郡岩津町）と蚕業試験場岩津支場（額田郡岩津町）に疎開することを決定し、貴重な公文書が保管された。さらには六月には、戦局は苛烈となり、敵襲はますます熾烈化してきた。本庁の強度防衛のため庁舎内における可燃物の徹底的整理を目的とし、文書課倉庫に保管中の文書がまたも多量に廃棄された。戦時下、公文書にとって書庫は安住の場所でなかった。

終戦直後の八月にも、時局の転換に伴い文書課倉庫内に保存中の文書の廃棄が起案された。また、九月には明倫中学校に保管中の文書も全部棄却整理されることになった。

本館所蔵の昭和十八・十九年の文書管理に関する公文書「編纂保存」から戦中戦後における書庫の様子や、文書の疎開、また文書が多量に廃棄された背景が窺える。昨今、史料の防災が重視されるようになったが、戦火に遭遇する以前に人為的に処分されてしまうことも、最悪の戦災といえよう。

（資料課・伊藤）

西南戦争とコレラ

― 県庁文書から ―

明治十年に起こった西南戦争は、西郷隆盛を中心とする鹿児島県土族の反政府暴動で、明治初年の土族反乱の最大で最後のもの。その鎮圧に官軍として名古屋鎮台からも出動したことは知られているが、わたくしたちの関心はややもすると戦闘にのみ向けられがちではなからうか。

丙第百拾五号
第一区々戸長

今般陸路凱陣之兵隊中屛列刺病感染之モノモ難計候ニ付何レノ宿駅ニ於テモ着陣之節ハ其隊長并附属之医官ニ遂協議若シ病患之者有之節ハ治方及消毒予防ノ方法等嚴重着手不都合無之様可取計旨陸軍省ヨリ達有之ニ付テハ兼テ警察本分署ト協議ノ上不都合無之様可取計此旨相達候事

県令代理
明治十年十月愛知県大書記官
国貞廉平

本館所蔵『薩州暴徒征討凱旋兵隊通行留』（明治十年）は、西南戦争に参加した陸軍兵士が凱旋の際、熱田に宿泊した時の記録で、内容は兵隊宿割、旅籠代の取調べ等であるが、コレラについての資料も含まれている。

十五日、この達の趣が第一区副戸長から旅籠屋に言い渡され、翌十六日、東京鎮台第一聯隊薬劑係瀬川涉・太田忠邦の両名が予防薬引き渡しのため先着。旅宿三十三軒に便所数大宿三カ所、中宿二カ所、小宿一カ所の割合で都合八十二カ所分の石炭酸・コロラルカルキ・硫酸鉄が支給された。薬劑は後統聯隊の到着以前に散布され、熱田でのコレラの蔓延は防止された。

熱田の宿駅には十月四日、六日、七日、十六日、十八日に総計三千七百二十二人の兵士が分宿したが、この中にコレラに感染した者も計りがたく、消毒・予防に不都合のないよう取り計らうべしと、下記の愛知県布連が伝えている。

（総務課・田中）

レファレンスコーナー

Q 昭和区永金町に、昔、愛知郡役所があったらしいが、その位置を知りたい。

A 明治十一年七月二十二日、太政官布告第十七号により「郡区町村編制法」が公布され、行政区としての郡が置かれた。同年十二月二十日、愛知県下では一区（名古屋区）と尾張に八郡、三河に十郡が設けられた。愛知県布達甲第九十号で、愛知郡熱田に愛知郡役所が設置され、愛知郡のうち名古屋市街を除く一円を区域とし、同日の布達甲第九十七号により、十二月二十七日開庁とした。

その後、大正七年九月二十七日愛知県告示第三百十号により、愛知郡役所の位置は、愛知郡御器所村大字御器所字出口十ノ七、五十番ノ二、十三番ノ三、字中屋敷一番ノ二の位置に変更になった。大正十年八月二十二日、告示第三百九十六号で御器所村は名古屋市内に編入された。

『昭和区誌』（昭和区制施行50周年記念事業委員会・名古屋市昭和区役所発行、昭和62年）によれば、昭和七年八月には、御器所警察署が旧愛知郡役所を改築し、永金町一丁目にできたと記述されている。なお、五月十七日の愛知県告示第四百二号では、警察署の位置・名称・管轄区域のみで郡役所のことまでは触れていない。

（資料課・伊藤）

利用案内

★開館時間

午前九時から午後五時まで

★休館日

土曜日・日曜日

国民の祝日

年末年始（十二月二十八日から一月四日まで）

整理期間（春季十日以内）

★利用方法

資料の閲覧は無料です。

資料の貸出は行いませんので、

閲覧室にて閲覧してください。

資料の閲覧を希望するときは、

備え付けの閲覧票に、住所、

氏名、資料名を記入して提出

してください。

資料の複写の希望にも応じて

います。（有料）

展示室においては、所蔵資料

などを展示しておりますので、

自由にご覧ください。

その他、不明な点は閲覧室の

受付にお問い合わせください。

編集後記

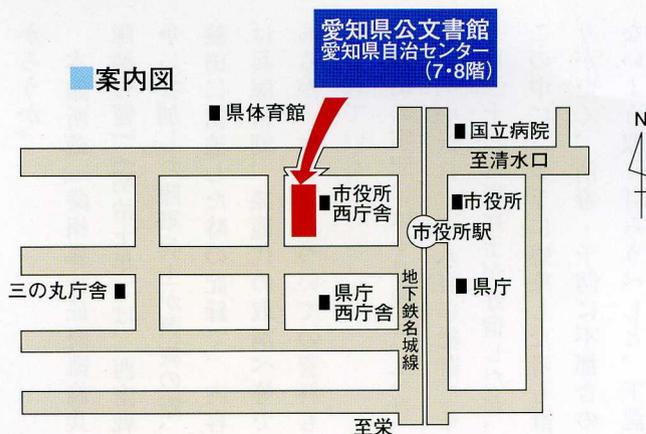
▼愛知県公文書館だよりの第三号をお届けします。

本館も昭和六十一年七月の開館以来、十二年が経ちました。

今回は、公文書館設立のために、ご尽力された塩澤先生にご寄稿をいただき、一同身のひき締まる思いです。

第三次行政合理化の時節柄、今後、多くの困難があると思われまます。設立当初の熱意をどれだけ今日に引き継いでこられたか、又これから後引き継いでいけるのか、戸惑いや不安がありますが、この機関誌を通じて、公文書館をご理解していただけるよう努力して参ります。

案内図



★交通機関

● 地下鉄名城線「市役所」下車

5番出口

● 市バス「市役所」下車

● 名鉄バス「県庁前」下車

● JR東海バス「県庁前」下車

愛知県公文書館だより 第三号
平成十一年一月二十九日
編集発行 愛知県公文書館
〒四六〇一〇〇〇一
名古屋市中区三の丸
二一三二二
愛知県自治センター内
電話 〇五二（九六一）二一一一
FAX 〇五二（九七三）三三五〇
（県庁代表）